

答申第674号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、日本放送協会共済会との取引について、「① 平成21年3月末～25年3月末の決算で計上されている未払金、未払費用の総額及び各委託事業の未払金、未払費用の金額及びその上位5件の金額と取引内容、② 24年度、25年度にNHK共済会に業務委託した業務内容の内訳(年金資産の運用、職員厚生施設の管理、社宅、社食業務等)及び各事業の委託金額、③ 就業規則で職員の福利厚生について特定の施設等の運営によるものを除きNHK共済会とする理由」がわかる文書の開示の求めがあった。

NHKは、③は開示したが、①は文書が存在しないため、②はNHK情報公開規程(以下、規程)第8条1項6号前段の不開示情報に該当するため、いずれも開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書のうち、②の「24年度、25年度にNHK共済会に業務委託した業務内容の内訳(年金資産の運用、職員厚生施設の管理、社宅、社食業務等)」については、24年度の財団法人日本放送協会共済会および25年度の一般財団法人日本放送協会共済会の事業内容と解し、それぞれ24年度の「財団法人日本放送協会共済会寄付行為」と25年度の「一般財団法人日本放送協会共済会定款」の該当部分を開示することとする。①はとりまとめておらず文書が存在しないため、②の「各事業の委託金額」は、NHKが共済会を通じて行う福利厚生事業についての契約に基づく交付金額と解するが、規程第8条1項6号前段の不開示情報に該当するため、いずれも開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書のうち、「24年度、25年度にNHK共済会に業務委託した業務内容の内訳」として24年度の「財団法人日本放送協会共済会寄付行為」および25年度の「一般財団法人日本放送協会共済会定款」の該当部分を開示することとしたこと、「共済会に対する未払金、未払費用の総額と各事業の未払金、未払費用の金額、およびその上位5件の金額と取引内容」は文書が存在しないため、NHKから共済会に対する交付金額については規程第8条1項6号前段の不開示情報に該当するため、いずれも不開示としたこと、いずれのNHKの取り扱いも妥当である。

4 審議の経過

平成28年2月23日(第234回審議委員会)

第688号諮問、審議、答申